商品概要説明書

JA無担保借換住宅ローン (ニコス)

(2025年10月1日現在)

商品名	JA無担保借換住宅ローン (ニコス)			
ご利用いただける 方	○青梅市、奥多摩町に在住または在勤の個人の方、及びその近郊地域に在住の			
	個人の方。(近郊地域に在住の方は、店頭でのお申込みとなります。)			
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満 80			
	歳未満の方。			
	○継続して安定した収入のある方。			
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。			
	○団体信用生命共済(保険)に加入できる方。(66歳以上の方は加入できま			
	せん。)			
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。			
	○①現在、ご本人またはご家族が居住するための既存住宅に対する他金融機			
	関・信販会社等からお借入中の住宅ローン(ただし、お借入後7年以上が経			
	過しているご本人所有物件の住宅ローン)※他金融機関・信販会社等で住宅			
	ローンと別にお借入中のリフォームローンを合算してのお取扱いも可。②お			
	借換に伴う諸費用、③お借換とあわせた既存住宅の増改築・改装・補修資金			
	およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。			
	なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用			
	等)については資金使途に含めることができるものとします。			
	等)については賃金快速に占めることができるものとします。 (住宅関連設備の例)			
資金使途	①門、塀、車庫、物置。			
	②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。			
	③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。			
	④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。			
	⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。			
	⑥太陽光発電システム。			
	の耐震改修工事費。			
	○ の間 長 以 修 工 争 負 。② 融 雪 設 備 機 器 の 購 入 ・ 設 置 工 事 費 。			
	⑩その他住宅本体以外のもの。			
借入金額	○10 万円以上 2,000 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。			
恒八並領				
借入期間	○1年以上20年以内とします。(ただし、お借換のみの場合は、現在他金融機関・信販会社等からお借入中の住宅ローンの残存期間に3年加算した期間を			
	関・信販会任等からお借入中の任モローンの残存期间に3年加昇した期间を 上限とします。)			
借入利率				
	【変動金利型】 年2.70%			
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライ			

	ムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○対借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。					
担保	○不要です。					
保証人	○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。					
団体信用生命共済 (保険)	○当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかなお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類に記載の加算利率分高くなります。 □体信用生命共済(保険)名 団体信用生命共済(特約なし) 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 長期継続入院特約	· -				
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.20%					
手数料	○融資実行時・・・3,300円(消費税込)○全額または一部繰上返済をされる場合。①全額繰上返済の場合・・・3,300円(消費税込)②一部繰上返済の場合・・・無料					

	○ご返済期間中の返済条件変更・・・3,300円(消費税込)					
	○苦情処理措置					
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当」					
	A本支店または金融共済部(電話:0428-21-2122)にお申し出く					
	ださい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速か					
	つ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。					
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を					
	受け付けております。					
	○紛争解決措置					
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき					
	ます。					
	名 称	電話番号	受付日	受付時間		
苦情処理措置およ	東京弁護士会		月~金(祝日、	9:30~12:00		
び紛争解決措置の	紛争解決センター	粉争解決センター 03-3581-0031	年末年始を除く)	13:00~15:00		
内容	第一東京弁護士会	仲裁センター 03-3595-8588	月~金(祝日、	10:00~12:00		
r JAH			年末年始を除く)	13:00~16:00		
	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月〜金(祝日、 年末年始を除く)	$9:30\sim12:00$ $13:00\sim17:00$		
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士					
	会」という。) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客					
	様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあ					
	ります。					
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム					
	等により、共同して解決に当ります。					
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。					
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも					
	のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または					
	東京三	三弁護士会にお問	い合わせください。			
	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定					
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる					
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。					
その他	○印紙税が別途必要となります。					
	○本商品は店頭お申込み専用の商品となります。					
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問					
	い合わせください。					

JA西東京